

熊本県公報

号外 第 5 5 号
平成 28 年 6 月 17 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 熊本県すまい対策室設置規程…………… (〃) 3
- 熊本県災害廃棄物処理支援室設置規程…………… (〃) 3
- 熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 4

訓 令

熊本県訓令第 2 9 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
別表第 3 の 4 の表健康福祉政策課の部中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を
加える。

8	すまい対策室に関すること。					
(1)	災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) に基づく応急仮設住宅の供与に関すること (土木部建築住宅局住宅課の分掌事務に係るものを除く)。					
(2)	その他被災者の					

	住まい 確保対 策に係 る施策 の企画 、調整 及び推 進に関 すること。						
--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 5 項中「関すること」の次に「（災害廃棄物に関するものを除く。）」を加え、同款第 6 項中「処理等に関するもの」の次に「（災害廃棄物に関するものを除く。）」を加え、同款に次の 1 項を加える。

9	災害廃棄物処理支援室に関するもの。						
(1)	災害廃棄物処理の基本方針に関するもの。						
(2)	市町村が実施する災害廃棄物の処理の支援に関するもの。						
(3)	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき市町村から受託した災害廃棄物の処理に関						

	すること。						
	(4) その他災害廃棄物の処理に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						

附 則
この訓令は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 30 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県すまい対策室設置規程を次のように定める。
平成 28 年 6 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県すまい対策室設置規程
(設置)

第 1 条 平成 28 年熊本地震による被災者の住まい確保対策を推進するため、健康福祉部健康福祉政策課にすまい対策室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく応急仮設住宅の供与に関すること（土木部建築住宅局住宅課の分掌事務に係るものを除く。）。
- (2) その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

(職員)

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 室長は、健康福祉部健康福祉政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康福祉部健康福祉政策課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、健康福祉部健康福祉政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康福祉部健康福祉政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

熊本県訓令第 31 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県災害廃棄物処理支援室設置規程を次のように定める。
平成 28 年 6 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県災害廃棄物処理支援室設置規程

(設置)

第1条 平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物の処理を総合的に支援するため、環境生活部環境局循環社会推進課に災害廃棄物処理支援室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物処理の基本方針に関すること。
- (2) 市町村が実施する災害廃棄物の処理の支援に関すること。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき市町村から受託した災害廃棄物の処理に関すること。
- (4) その他災害廃棄物の処理に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、環境生活部環境局循環社会推進課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、環境生活部環境局循環社会推進課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、環境生活部環境局循環社会推進課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ環境生活部環境局循環社会推進課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、環境生活部環境局循環社会推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月20日から施行する。

熊本県訓令第32号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令

熊本県職員被服類貸与規程(昭和38年熊本県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事の事務部局に勤務する職員(次に掲げる職員を除く。次項において「常勤職員」という。)は、非常災害時等における業務を行う際に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ別表第1左欄及び右欄に掲げるとおりとする。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、常勤職員のうち、別表第2左欄に掲げる職員は、その業務を行う際に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

第4条中「被貸与者」を「第2条第2項の規定により被服類の貸与を受けた者」に改め、「執務時間中」の次に「当該」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、前項の場合は、この限りでない。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条第1項の規定により被服類の貸与を受けた者は、非常災害時等においては、その勤務時間中、知事が定めるところにより、当該貸与を受けた被服類を着用しなければならない。

第7条第1項中「別表右欄の」を「別表第1右欄及び別表第2右欄に掲げる」に改め、「当該」の次に「被服類の」を加える。

第13条中「、非常災害時等に」を削り、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第14条中「第2条」を「第2条第2項」に改め、同条ただし書中「別に」を「知事が」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条第1項の規定により貸与する被服類の型、生地色等の規格については、知事が定めるものとする。

別表中「第2条」を「第2条第2項」に改め、同表水防関係職員の部制帽の項及び制服の項を削り、同表を別表第2とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第1（第2条第1項、第7条、第13条関係）

貸与被服類		使用期間(年)
品名	数量	
防災服(上下)	1	4
防災服(半袖シャツ)	2	4
帽子	1	4
ベルト	1	4

附 則

- 1 この訓令は、平成28年6月17日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に貸与されている水防関係職員の制帽及び制服については、なお従前の例による。